

令和3年1月15日

保護者各位

都立南大沢学園校長
堀内 省剛

生徒の自転車損害賠償保険等加入とヘルメット着用をお願い

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、生徒の自転車走行時の事故を防止するため、学校では定期的な交通安全指導を行っているところですが、都立学校全体としては、自転車での登下校時に、生徒が事故に遭い救急搬送される事例等が後を絶たない状況が続いています。

これらに加え、生徒が加害者になる事故も発生しており、相手に対する損害賠償を求められる事例も見られています。

こういった状況を踏まえ、保護者の皆様におかれましては、生徒の安全な自転車利用について、下記の対応にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 自転車損害賠償保険について

今年度より自転車通学を申請する場合は、保険加入の有無を確認させていただいたうえで、許可を行っております。来年度以降も同様とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2 ヘルメットの着用について

自転車事故で死亡する人の約7割が頭部に致命傷を負って亡くなっているというデータがあります。自転車用ヘルメットをかぶり、頭部を守ることが命を守ることにつながります。ぜひ、主旨をご理解いただきヘルメットの着用にご協力をお願いいたします。

なお、土日夜間において自転車に乗る場合も同様に、ヘルメットの着用のご協力をお願いいたします。

3 その他

東京都の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和2年4月改正）

第15条 父母その他の保護者は、その保護する児童（十八歳未満の者をいう。）が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、（中略）乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

第27条 自転車利用者（未成年者を除く。）は、（中略）自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

第27条の2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、（中略）自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

【問い合わせ先】

都立南大沢学園
副校長 鷹野 泰男
生活指導 伯耆田文彦
電話 042 (675) 6075